

災害時におけるり災証明書発行に関する消防署との協定締結について

1 要 旨

一般的な火災においては、火災調査からり災証明書発行まで一連の業務を消防署が実施しているが、災害対策基本法第90条の二において、災害時のり災証明の発行業務は区長が行うとされ、その調査のため専門的な知識及び経験を有する他の地方公共団体等との連携の確保その他必要な措置を講ずることとされている。

災害時における火災調査は、平常時同様に専門的知見を有する消防署が実施するため、区が作成する被災者台帳情報から調査に必要な情報（住民基本台帳及び固定資産家屋課税台帳の情報を含む。）を共有するなど、り災証明の発行等を円滑に行うために必要な事項を定めた協定を、去る6月22日（木）に締結した。

2 協定の概要

- (1) 連絡会の開催
- (2) 被災者生活再建支援システム等の活用
- (3) 被災者情報（住民基本台帳及び固定資産家屋課税台帳の情報を含む。）の提供
- (4) り災証明書の発行窓口業務の支援
- (5) 提供情報の管理、目的外使用の禁止 など

3 その他

16区で類似の協定を締結（令和5年5月1日現在）



北区長及び区内3消防署長